

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

千葉県公安委員会委員長 小堀 陽史

千葉県公安委員会規則第2号

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第6条の3の3」を「第6条の3の5」に改める。

別表第3千葉指定市道蘇我町線の項の次に次のように加える。

千葉市道新港17号線	千葉市美浜区新港89番1地先から74番4地先まで
------------	--------------------------

別記第1号様式の2から第1号様式の4までの規定中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第4号及び別記第1号様式の2から第1号様式の4までの改正規定は、公布の日から施行する。